

入会金、会費及び負担金規程

社団法人 電子情報技術産業協会

入会金、会費及び負担金規程

(目 的)

第1条 この規程は、社団法人 電子情報技術産業協会（以下「当会」という。）定款第7条の規定に基づき、会員が納入すべき入会金、会費及び負担金に関し、必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 当会の入会金は、次のとおりとする。

(1)正会員 200,000円

(2)賛助会員 100,000円

(会費基準)

第3条 当会は、会費の額を決定するため、会費基準を定める。

2 会費基準の制定及び改正は、理事会の議決により行うものとする。

(入会金及び会費の納入)

第4条 当会に入会するものは、入会と同時に入会金を納入しなければならない。

2 会員は、当会の請求に基づき、1年分の会費の2分の1に相当する額を当会の毎事業年度の上半期及び下半期にそれぞれ納入しなければならない。期の途中において入会した会員のその期の会費は、当期の入会後の月数（入会した月を含む。）に応じた額とし、入会と同時に納入しなければならない。

3 当会は、事業年度の上半期に納入されるべき会費については、期の初めに概算に基づいて請求することができる。当該年度の会費決定後、概算請求の額と会費の額に差異が生じた場合には、精算を行うものとする。

(負担金)

第5条 負担金について必要な事項は、その都度、理事会の議決を得て定める。

(会員の協力)

第6条 会員は、会費及び負担金の決定のために必要な資料の提出について、当会に協力しなければならない。

(会費等の返還)

第7条 当会は、定款第8条の規定に基づく会員の退会及び同第9条の規定に基づく会員の除名に際し、既に納入された入会金及び会費を返還しない。

附 則 (1980年)

- 1 この規程は、昭和55年5月27日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 この規程の改正は、定款第30条の規定に基づき、総会の議決により行うものとする。

附 則 (1986年)

- 1 この規定は、昭和61年5月22日から施行する。

附 則 (2000年)

- 1 この変更規定は、平成12年11月1日から施行する。
- 2 社団法人 日本電子工業振興協会の会員であった者で、引き続き前項の施行の日に当会に入会する者については、第4条の規定に拘わらず、入会金及び平成12年度会費の納入を免除する。

会 費 基 準

(会費月額表)

- 1 正会員の会費は、第2項に規定する年販売額に基づき、別表第1「会費月額表(A表)」又は「会費月額表(B表)」により算定する。

A表は、定款第5条第2項に規定する正会員のうち、「電子機器、電子部品の製造業を営む法人」に適用し、B表は、正会員のうち、「これらに密接に関連する事業を営む法人」に適用する。

会費月額表は、必要に応じ、改正することができる。なお、事業の一時的増減その他特別の事情により、特定の年度において、当会の事業収支に著しい不均衡を生ずる場合は、会費月額表の改正を行わずに、会費月額表により算定する会費月額に理事会の定める一定の比率を乗じて得られる額をもって、当該年度の会費月額とすることができる。

(基準年度及び年販売額)

- 2 平成13年度、14年度及び15年度の会費の基礎となる「年販売額」は、平成10年度及び11年度の販売額の平均(以下「基準年度」の「年販売額」という。)とする。

(基準年度の変更)

- 3 平成16年度以降において、基準年度は4年目毎に、これと同様の方法により変更するものとする。

(事業年度の調整)

- 4 基準年度に関する当会の事業年度と会員の事業年度との調整は、別表第2「事業年度調整表」により行う。

(販売額に含まれるべき関係品目)

- 5 年販売額は、別表第3「電子機器・電子部品関係製品等分類表」に該当する関係製品等の販売額とする。

(団体正会員及び賛助会員の会費額)

- 6 団体として入会した正会員及び賛助会員の会費額は、月額25,000円を一口とし、

口数は、会員規模により理事会で決定する。

(会費増減率の限度)

7 会費月額を増減の範囲は、原則として、前年度会費月額 20% 以内とする。

ただし、端数計算上この限度をこえる場合は、この限りではない。

(会費増減率の限度に関する特例)

8 事業量の急激な増減、物価の著しい変動、その他特別の事情がある場合は、理事会の議決を得て、前項の規定にかかわらず、会費月額を増減を行うことができる。

(理事会議決の時期及び会員への周知)

9 この基準に基づく会費に係わる理事会の議決は、原則として、当該事業年度開始日以前に行い、議決後その内容を遅滞なく会員に周知せしめるとともに総会に報告するものとする。

(端数計算)

10 会費月額についての端数計算は下記によって行う。

会費月額が100万円未満の場合は、100円の位で四捨五入し、

- (1) 1,000円より3,000円までを切捨て、
- (2) 4,000円より6,000円までを5,000円とし、
- (3) 7,000円より9,000円までを10,000円とする。

会費月額が100万円以上の場合は、1,000円の位で四捨五入する。

別表第1 会費月額表

(A 表)

年販売額 (億円)		会費月額 (万円)	年販売額 (億円)		会費月額 (万円)
	6未満	2.5	1600以上	1800未満	166
6以上	8未満	3.5	1800以上	2000未満	180
8以上	12未満	5	2000以上	2250未満	195
12以上	15未満	6	2250以上	2500未満	209
15以上	20未満	6.5	2500以上	2750未満	224
20以上	26未満	8	2750以上	3000未満	239
26以上	32未満	9	3000以上	3300未満	256
32以上	38未満	9.5	3300以上	3600未満	271
38以上	44未満	11.5	3600以上	3900未満	288
44以上	50未満	13	3900以上	4200未満	305
50以上	56未満	14	4200以上	4500未満	323
56以上	63未満	15	4500以上	5000未満	341
63以上	70未満	16.5	5000以上	5500未満	361
70以上	77未満	18	5500以上	6000未満	379
77以上	85未満	19	6000以上	6500未満	399
85以上	92未満	20	6500以上	7000未満	418
92以上	101未満	21	7000以上	8000未満	439
101以上	110未満	22	8000以上	9000未満	460
110以上	120未満	23	9000以上	10000未満	482
120以上	130未満	24	10000以上	11000未満	504
130以上	140未満	26	11000以上	12000未満	550
140以上	150未満	27	12000以上	13000未満	573
150以上	165未満	28.5	13000以上	14000未満	597
165以上	185未満	31.5	14000以上	15000未満	621
185以上	210未満	35.5	15000以上	16000未満	646
210以上	250未満	41.5	16000以上	17000未満	672
250以上	300未満	47	17000以上	18000未満	698
300以上	350未満	52	18000以上	19000未満	725
350以上	400未満	58	19000以上	20000未満	755
400以上	510未満	68	20000以上	21000未満	781
510以上	630未満	80.5	21000以上	22000未満	812
630以上	750未満	93	22000以上	23000未満	843
750以上	830未満	102	23000以上	24000未満	869
830以上	910未満	111	24000以上	26000未満	895
910以上	1000未満	121	26000以上	28000未満	917
1000以上	1200未満	130	28000以上	30000未満	935
1200以上	1400未満	140	30000以上		945
1400以上	1600未満	153			

(B 表)

年 販 売 額 (億 円)	会 費 月 額 (万 円)
90 未満	4
90 以上 150 未満	5
150 以上 210 未満	7
210 以上 300 未満	9
300 以上 390 未満	10
390 以上 480 未満	12
480 以上 630 未満	15
630 以上 780 未満	18
780 以上 930 未満	20
930 以上 1080 未満	22
1080 以上 1380 未満	28
1380 以上 1680 未満	32
1680 以上 1980 未満	36
1980 以上 2580 未満	44
2580 以上 3300 未満	53
3300 以上 4500 未満	61
4500 以上 6000 未満	68
6000 以上 7500 未満	77
7500 以上 9000 未満	85
9000 以上 10800 未満	98
10800 以上 12900 未満	114
12900 以上 15600 未満	131
15600 以上 18600 未満	154
18600 以上 22800 未満	178
22800 以上 28200 未満	211
28200 以上 34800 未満	253
34800 以上 43200 未満	302
43200 以上 54000 未満	363
54000 以上	443

(注)会費月額表を昭和61年4月1日、平成元年4月1日及び平成12年11月1日に

改定

別表第2 事業年度調整表

(基準年度を平成10年度及び11年度とする場合の例により示す。)

10年度、11年度とは、1年決算の場合、左欄の会員社自身の決算月に従い、それぞれ右欄の2事業年度とする。6ヶ月決算の場合は、これに準ずる2カ年間4期とする。

決算月	販売額を算定する事業年度		
1月	11年	1月期及び12年	1月期
2月	11年	2月期及び12年	2月期
3月	11年	3月期及び12年	3月期
4月	11年	4月期及び12年	4月期
5月	11年	5月期及び12年	5月期
6月	11年	6月期及び12年	6月期
7月	10年	7月期及び11年	7月期
8月	10年	8月期及び11年	8月期
9月	10年	9月期及び11年	9月期
10月	10年	10月期及び11年	10月期
11月	10年	11月期及び11年	11月期
12月	10年	12月期及び11年	12月期

別表第3 電子機器・電子部品関連製品等分類表

民生用電子機器	集積回路
無線通信装置	ディスプレイデバイス
無線応用装置	受動部品
放送装置	機能部品
医用電子装置	接続部品
電子計算機及び関連装置	変換部品
電源装置	機構部品
その他電子応用装置	組立品
電子計測器	その他電子部品
工業用計測制御機器	電子材料
電子管	ソフトウェア及びソリューションサービス
個別半導体素子	

会 費 基 準 注 釈

1. 販売額の定義

販売額（基準第2項関係）とは、財務諸表規則第72条に基づく販売額（株式を上場している会社にあつては、有価証券報告書記載の販売額）の内、別表第3の品目に関し、自社で生産したもの及び他社（子会社を含む。）に委託して生産したものに係る販売総額をいう。

2. 会費月額増減の限度（会費基準第7項）

基準年度の変更により、別表第1から新たに算定された会費月額（A）が、変更前の会費月額による会費月額（B）に比べ、20%を超えて増減する場合、各年度の会費月額は、それぞれの前年度の会費月額に対する増減率は20%を超えないこととする。したがって、各年度における会費月額増減の限度及び会費月額はつぎのとおりとなる。

(1) 増加する場合

<u>年度</u>	<u>限度</u>	<u>会費月額</u>
第1年度	$B \times 1.2 = C$	C
第2年度	$C \times 1.2 = B \times 1.44 = D$	$\begin{cases} (A > D) & D \\ (A \leq D) & A \end{cases}$
第3年度	$D \times 1.2 = B \times 1.73 = E$	$\begin{cases} (A > E) & E \\ (A \leq E) & A \\ (A \leq D) & A \end{cases}$

(2) 減少する場合

<u>年度</u>	<u>限度</u>	<u>会費月額</u>
第1年度	$B \times 0.8 = C'$	C'
第2年度	$C' \times 0.8 = B \times 0.64 = D'$	$\begin{cases} (A < D') & D' \\ (A \geq D') & A \end{cases}$
第3年度	$D' \times 0.8 = B \times 0.51 = E'$	$\begin{cases} (A < E') & E' \\ (A \geq E') & A \\ (A \geq D') & A \end{cases}$

3. 端数計算が20%の増減の限度を超える例

年販売額が30億円の会員社の会費月額、90,000円……(a)であるが、この会員社の新しい基準年度の年販売額が40億円となった場合、新会費月額表から算定される会費月額は115,000円……(b)

(b) / (a)を計算すると

$$\frac{115,000}{90,000} = 127.8\%$$

したがって、会費基準の第7項により、会費増減率の限度を適用し、

$$90,000円 \times 1.2 = 108,000円 \text{ となる。}$$

会費基準第10項の端数計算により、8,000円を10,000円とし、会費月額は110,000円……(c)

(c) / (a)を計算すると

$$\frac{110,000}{90,000} = 122.2\%$$

となって120%の限度をこえるが、会費基準第7項により、会費月額は110,000円となる。

次年度は、

$$\frac{115,000}{110,000} = 104.5\%$$

となり、会費増減率の限度の適用がなく、会費月額となる。